

RIKEN BRC

生物遺伝資源提供同意書 (第一種:非営利学術目的)

国立研究開発法人理化学研究所バイオリソース研究センター(以下「理研BRC」という。)と _____
_____ (以下「利用者」という。)は、理研BRCが利
用者にリソース _____
(別紙A記載の理研BRC実験植物開発室固有記号により特定されるものであり、また由来する産物を含む
ものとする。以下「本件リソース」という。)を提供するにあたり、次の事項に同意する。

1. 理研BRCは、ライフサイエンスの分野における研究開発及びその実用化の発展のため、生物遺伝資源(バイオリソース)の提供を行っている。
2. ① 利用者は、本件リソースを、次の課題に利用する。

課題名:

- ② 利用者が、本件リソースを上記と大幅に異なる課題に利用するときは、事前に理研BRCに連絡する。
- ③ 利用者は①で規定される研究課題名の範囲で使用する場合、別紙 A を追加することにより本件リソースとして当該リソースの提供を受けることができる。
3. 利用者は、本件リソースを、ヒトに直接使用(治療、診断、飲食、その他)してはならない。
4. 利用者は、本件リソースの利用にあたって理研BRCカタログ及びホームページに掲載されている次の条件を遵守する。

尚、利用にあたって寄託者から事前に承諾を得ることが必要な場合は、利用者は本同意書の締結に先だて承諾書を用いて寄託者より承諾を得ること。

5. 利用者は、本件リソースを利用した研究結果等を発表する際は Materials and Methods 等に、本件リソースが文部科学省/国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)ナショナルバイオリソースプロジェクトを介して、理研 BRC から提供されたことを明示する。[英文例:〇〇〇〇(リソース名) was provided by the RIKEN BRC through the National BioResource Project of the MEXT/AMED, Japan.] また、利用者はその発表の情報を理研BRCへ送付する。理研BRCは、利用の状況及び成果等について利用者に報告を求めることができ、利用者は誠実に理研BRCの求めに対して回答する。
6. 利用者は、本件リソースの提供にあたって発生する経費を負担する。
7. 本件リソースは、利用者と 2 項①記載の課題に携わる共同研究者が同一の課題の範囲内で利用することができる。ただし、利用者は本件リソースを共同研究者を含む第三者への転売又は譲渡、あるいは、上記以外の第三者に利用させることはできない。ここでいう「譲渡」とは知的財産権、実施権等の全ての権利の移動あるいは移転、ないし引き渡しを含む。
8. 利用者は、本件リソースがそのままのもの[as is]として提供されるものであり、欠点及び危険な特性、不具合等を有している可能性があること、また特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、本件リソースの利用によって損失が生じた場合は、利用者自らの責任で処理する。

2020/04/01 (書式_____ (植) 提供・非営利)

9. 本同意書に定めがある場合を除き、本同意書の如何なる定めも本件リソースに関して理研BRC又は第三者が有する所有権、特許権、著作権、商標権、名古屋議定書締結国の遺伝資源に関する権利その他の一切の権利を利用者に譲渡、付与、又は許諾するものではない。理研BRCの利用者への本件リソースの提供は、第三者が本件リソースに対して有する一切の権利を変更するものではない。本件リソースの利用に必要な一切の権利は、利用者自らの責任で取得する。
10. 利用者は、本同意書の 2. ①の実施における本件リソースの利用、保存、処分等によって生じるいかなる損害及び第三者からの損害賠償等の請求等(前項記載の各権利の侵害を理由とするものを含む)について、全ての責任を負い、理研 BRC は一切責任を負わない。利用者は 2. ①の実施及びその結果に関わる法的責任について理研BRCとその全ての職員及び寄託者の法的責任を免除することを保証する。ただし、理研BRCの故意又は重大な過失により生じた紛争についてはこの限りではない。
11. 利用者は、本件リソースの利用にあたって、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成 15 年法律第 97 号)等、必要に応じて、該当する日本の法令及びガイドラインによって認められる範囲内の研究環境、実験条件等で取り扱わなければならない。理研BRCは、利用者のこれら法令、ガイドラインの遵守について一切責任を負うものではない。尚、当該法令等に基づく手続きが必要な場合には、当該法令に従って利用者がその手続きをしなければならない。
12. 本件リソースの提供における輸送段階での事故処理については、速やかに双方で協議し処理する。
13. 利用者が本同意書に違反したとき、理研BRCは、以後、利用者による本件リソース及び理研BRCの他のリソース利用を停止することができる。
14. 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。

以上により 同意書2通を作成し、理研BRC、利用者それぞれ1通を所持する。

西暦 年 月 日

理研BRC

機 関 名: 国立研究開発法人理化学研究所
バイオリソース研究センター

所 在 地: 〒305-0074
茨城県つくば市高野台 3-1-1

機 関 長: センター長
城石 俊彦 印

利用者

機 関 名: _____

所 在 地: 〒 _____

担当者: _____ 印

研究責任者: _____ 印

機関長: _____ 印